

令和 5 年度

印西市補助金等評価報告書（案）

令和 6 年 3 月

印西市補助金等評価委員会

1. 概要

補助金等¹は、市の政策と一致する事業を行う団体・個人に対して交付されるものである。

市が補助金等を交付する場合、「印西市補助金等交付規則」「印西市における補助金等の在り方」の内容を基準として、各担当部署において具体的な交付要綱等を策定して実施している。

補助金等の事業としては、市独自で実施するのが一般的であるが、国・県が行う事業の一環として市が交付窓口となるものや市が追加で上乗せして補助するものもある。

印西市補助金等評価委員会（以下「本委員会」という。）は、「印西市補助金等評価委員会設置要綱」に基づき設置され、市の補助金等の必要性、効果等を評価し、適正で効果的な補助金等の交付を行わせることが主な役割となる。

本委員会は、平成25年に第1回目、平成30年に第2回目を行っており、令和5年度が第3回目になる。

¹ 補助金等・・・市が国、県及び市以外の者に対して交付する補助金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金（負担金を除く。）をいう。

2. 評価方法

本委員会にて評価の対象とする補助金等については、市の令和5年度予算に計上されたものの内、

◎過去の補助金等評価委員会で評価を受けていないもの

◎前回の補助金等評価委員会でD評価、E評価を受けているもの

のいずれかの条件に該当する中で、

①国や県等の補助があるもの

②前回評価がA評価・B評価・C評価のもの

③令和4年度決算額が30万円未満のもの

の3点のいずれかに該当するものを除いた14件を評価の対象とすることを本委員会にて決定した。

評価方法については、平成30年度と同じ評価方法を適用し、各担当課とのヒアリング及び関係書類により、「公益性」・「必要性」・「将来性」の観点から採点し、各委員の平均点にて、下記の基準でAからEまで評価を行った。

A評価・・・公益性、必要性、将来性が高いと評価された補助金等

B評価・・・公益性、将来性は高いが、必要性は低いと評価された補助金等

C評価・・・公益性は低いが、将来性、必要性は高いと評価された補助金等

D評価・・・公益性、必要性は低いが、将来性は高いと評価された補助金等

E評価・・・公益性、必要性、将来性が低いと評価された補助金等

3. 評価結果

No.	担当部	担当課	補助金等の名称	公益性	必要性	将来性	評価
1	総務部	防災課	印西市自主防災組織活動助成金	4.8	4.8	4.2	A
2	企画財政部	交通政策課	路線バス運行対策費補助金	2.8	3	3.2	C
3	環境経済部	農政課	植物防疫事業補助金	2.4	2.8	3	D
4	環境経済部	経済振興課	印西市観光振興事業補助金	3.2	3	3.4	A
5	市民部	市民活動推進課	防犯灯補助金	4.2	3.8	3.8	A
6	環境経済部	クリーン推進課	生ごみ処理容器等購入費補助金	4.4	4.2	4.2	A
7	福祉部	障がい福祉課	障害者団体連絡協議会等補助金	2.4	2.8	2.8	E
8	福祉部	障がい福祉課	最重度強度行動障害者特別支援補助金	2.4	3.6	3.4	C
9	教育部	指導課	中学校部活動補助金	3.6	3.6	4.2	A
10	環境経済部	農政課	印西農産物地産地消推進事業補助金	2.8	3	3.2	C
11	環境経済部	農政課	小規模土地改良事業補助金	2.6	3	3	C
12	福祉部	高齢者福祉課	印西市シルバー人材センター運営費補助金	3.4	3.8	3.6	A
13	健康子ども部	保育課	賃借料加算対応補助金	3.8	3.8	3.8	A
14	都市建設部	都市整備課	印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金	4	4	3	A

※平成30年度の評価方法と同様、平均点が3以上あるものを「高い」、3未満を「低い」とした。

【14件の評価内訳】

A評価 8件、B評価 0件、C評価 4件、D評価 1件、E評価 1件

4. 意見

各補助金に対して、「公益性」・「必要性」・「将来性」の観点から各委員の意見等は以下のとおりである。

【1】印西市自主防災組織活動助成金（総務部 防災課）

評価 A

公益性 4.8	・住民による防災力の向上は公益性に合致する。 ・自主防災組織は、地域住民の連帯意識に基づき防災活動を行う組織であることから、公益性は高い。 ・対象が全市民、地域全体であるため公益性も高くその効果も期待できる。 ・自主防災活動は公益性が高く補助金の支出は妥当。 ・各防災組織は組織し、活動を継続することで有事の被害拡大抑制、避難所運営等につながるため公益性は高い。
必要性 4.8	・能登半島地震があり、市民の意識も高まり必要性は高い。 ・地震等の自然災害は、いつ発生するかわからないため、災害発生時の住民の連携や平時の防災意識を促す観点から、きわめて重要であり、その必要性は高い。 ・災害、震災等の被害の防止軽減を図る意味から、また共助の役割から自主防災組織の活動は重要であり本助成金の必要性は高い。 ・災害はいつ発生するかわからないので、常日頃から防災意識の向上に努める必要性や重要性がある。 ・自然災害増加傾向を踏まえると、市民一人一人の自助意識を高める取り組みを引き続き進めていく必要性がある。 ・資材購入や訓練実施等への補助を通じて、地域住民に自主防災の活動を促す効果が期待される。 ・特に集合住宅等の新住民の多い地区でのコミュニティの繋がりを強める機会にもつながると考えられ、本補助金は必要性が高い。
将来性 4.2	・全町内会・自治会数に対して補助団体数が少ない。 ・出前講座等のさらなる支援による自助・共助の向上が求められる。 ・より多彩な防災訓練の実施が必要。 ・今後も、住民主体の自助・共助・公助のバランスのとれた防災対策が望まれる。 ・防災を重要施策として捉え、さらなる防災に関する広報活動も積極的に行ってほしい。 ・安全安心は市民生活の基本であり、現在自主防災組織の設置率が全町内会数の約半分であり、設置について支援していくべき。 ・防災訓練の参加者数が地域により大きな差があるので、方法等を含め指導していくべき。 ・補助対象となる自主防災組織の向上を図り、より多くの市民の防災意識の醸成を図る施策の展開を図っていただきたい。 【次ページに続く】

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・組織率１００％を目指して引き続き取り組んでいただきたい。・機動的な組織であり続けるには各組織の継続的な活動が重要である。・所管課には活動実態の把握と実のある活動につながるよう努めていただきたい。例えば補助申請が行われない組織の把握やフォローを行う。あるいは、実績報告書提出時に炊き出し訓練等の活動内容や参加人数がわかる写真添付を求める等、実態が把握しやすく組織の補助の効果を確認できるような仕組みの工夫を期待する。 |
|--|--|

【2】路線バス運行対策費補助金（企画財政部 交通政策課）

評価C

公益性 2.8	・移動の選択肢を増やし、さらなる公益性を求めるべき。 ・生活交通路線であるため、その公益性は高い。 ・当該路線バス利用者の実態が定かではなく、また一部地域の人に限られており公益性は低い。また今後の効果も高いとはいえない。 ・交通弱者地域を補完する意味での公益性は認められる。 ・公共交通機関の確保のため、不採算路線への行政の補助は公益性があると考えられます。しかし、地域環境の大きな変化がない限り利用者の増加、採算性の改善は見込めない。
必要性 3	・交通弱者への対策は必要性がある。 ・市民生活・経済活動にとって、欠かせないものである。 ・当該地域の車の運転ができない高齢者・障害者・通院者・買い物難民にとっては重要な交通手段であり、一定の必要性はある。 ・利用目的という観点からみて相応の必要性は認められる。 ・学生や高齢者等の公共交通機関以外に移動手段を持たない市民への足の確保は、行政が介入する必要性がある。 ・ダイヤや路線の見直しを行う等、よく努力されている。 ・全てを行政が担う必要があるのかという点では疑問も残る。 ・赤字分の全額補助も含め、補助内容については検討してもよい。
将来性 3.2	・高齢化がさらに進む中で、今後の交通弱者に対する交通施策の再考が求められる。 ・ふれあいバスや他の交通手段の検討や、ネット社会の中での交通そのものの考察が必要。 ・路線バスが赤字である主な原因は、バス乗客数が少ないことだが、先を見据えて、市民生活・経済活動に支障が無い範囲で、他の代替手段も考えてもらいたい。 ・本補助金は、運行経費から運賃収入を引いた全額を補助する赤字補填となっている。事業者の経営努力について促されたい。 ・縮小して継続すべきであるが、他の方策も研究されたい。 ・現在の補助金は、効率性が良くないと思われるので、交通弱者の将来性を見据えると、今までの手法ではなく、新たな仕組みづくりも視野に入れて検討されたい。 ・土地区画整理事業が進めば駅周辺の人動きに変化が出てくるかもしれないが、事業完了まではまだ時間がかかる。 ・令和5年度予算積算時ベースでは、宗像線は補助率が87.6%と特に高くなっている。 ・当面は現状維持せざるを得ないと思うが、引き続き利用状況をみながらダイヤやルート、停留所の見直し、場合によってはオンデマンドバスや乗り合いタクシー等の手法も検討する必要がある。

【3】植物防疫事業補助金（環境経済部 農政課）

評価D

公益性 2.4	・農業振興という視点と理解できるが、市民全体の公益性ではやや小さい。 ・病害虫による農作物被害を未然に防止し、農業生産の安定を図ることから、公益性は高い。 ・米の生産量の増大、また食の安全面からは一定の期待はあるが、一部水稻農家の収益ための補助金と考えられ、公益性は高いとはいえない。 ・市の基幹産業である水稻生産における共通防除は、相応の効果があり公益性も認められる。 ・直接的な公益性は低い。
必要性 2.8	・市の農業振興としての必要性はある。 ・植物防疫、農業生産の安定を図るために必要。 ・無人ヘリコプターによる防疫は効率的な方法といえるが、事業者自身の責務として行なうものであり、本補助金の必要性は低い。 ・共同一斉散布は、時期、薬剤の効果等で有効性、必要性ともに認められる。 ・農業は投資額に見合わない生産価格構造となっている。その中で食を担う農業従事者への支援は農業構造が変わらない限り必要。 ・農業法人をはじめ、農業だけで生計を立てていく人への視点を第一に補助メニューを考えていただきたい。
将来性 3	・農業の集約による効率化が求められる。 ・農薬散布の方法を検証する必要がある。 ・稲作から畑作への転換等、都市農業のあり方を検討すべき。 ・水稻の病害虫防除を、農業者個人ではなく植物防疫協会等が行っているが、ヘリコプターの使用に代替する方法等、一層の効率化を考えるべき（たとえば、ドローンの使用やその対象地域の範囲の選定・限定等）。 ・都市化や住宅の密集化が進む中、環境や健康への影響も考えられ、無農薬による生産等、他の方法も研究すべき。 ・本市の農業全体の観点から縮小して継続すべき。 ・個別経営体が減少する傾向にあるが基幹産業でもあるので、効率の良い事業推進が望まれる。 ・防疫コストは事務や散布の手間を考えると植物防疫協会が取りまとめることは有効であり、同協会も儲けがあるわけではないが、補助対象を行政が「植物防疫協会」に限定することは、他の手法を排除することに繋がるのではないかと懸念する。 ・防疫は労力を減らし防疫コストを下げる工夫が必要である。手法についても研究していただきたい。

【4】印西市観光振興事業補助金（環境経済部 経済振興課）

評価 A

公益性 3.2	・市民全体にどう還元されるのかより、公益性の観点からの効果の検証が必要。 ・印西市の観光振興に寄与する事業であることから、一定の公益性が認められる。 ・本市の知名度を上げ、市外からの観光客を呼び込み、街を活性化することは広く市民にとってもメリットであり、本補助金は一定の公益性があり効果も期待できる。 ・公益性は感じられるが、一部に限定されているように思われる。 ・印西市観光協会が実施している舟運事業や各種イベントは、広く市民が参加できる事業であって公益性は高い。
必要性 3	・観光資源が少ない中での新たなイベント等、目玉の観光を作り出す必要がある。 ・そもそも観光事業振興の目的や取り組みの在り方（具体的に、何を対象とするのか、どのように新しいことに取り組んでいるのか、印西市民向けのプロモーションなのか・外向けなのか等）が分かりづらい。 ・市の基本計画に位置付けられた観光振興事業への補助であり、本市を更に住みよく、また活性化させるため必要性及び重要度は高い。 ・必要性についても、一部に限定されているように思われる。 ・地域資源の活用によって、市民が印西市の良さを発見する機会を提供、定住・交流人口の拡大に大きく寄与しており、行政では担いきれない事業への補助は必要である。 ・非営利とはいえども法人にも、できるだけ補助に頼らず自立できるよう、今後収益性を高めていく努力や工夫を促していただきたい。
将来性 3.4	・さらなる PR が必要。 ・ 広報分野や異業種との連携が求められる。 ・観光協会が NPO であるべきか検討すべき。 ・情報館の在り方の見直しが必要。 ・特に、イオンモールでの事業活動は、改めて、再点検・見直しの必要があると考えられる。 ・本市の観光振興については、進展の余地が多くあるものと思われ、目的達成はまだ先である。本補助金も含めて更に研究されたい。 ・研究結果によっては、拡大して継続が望ましい。 ・要綱の終期である令和 7 年度末までに、本補助金の存在性や各事業の見直しについて、関係機関と議論をすべき。 ・観光振興事業は、引き続き必要と思われるので、新たな枠組みも視野に入れて検討いただきたい。 ・観光施策は、主催、共催、委託も含めて行政が推進すべき事業と観光協会の自主事業への支援（補助）の振り分けがわかりづらい。 ・舟運事業やイベントへの補助は現状通りでよいが、将来的には補助率の引き下げも検討すべき。 ・インフォメーション事業は実質的には委託になっている。連携して取り組んでいると思うが、「自主事業に補助する」のであれば補助率や事業内容を再検討すべき。 ・インフォメーションセンターが必要かどうかは別として、観光も含めた市の魅力発信は、むしろ行政が主として担っていくべき。

【5】防犯灯補助金（市民部 市民活動推進課）

評価 A

公益性 4.2	・地域の環境整備や犯罪防止等、安全で明るい街づくりに効果があり、広く市民生活におよぶものであり公益性、期待度は高い。 ・自治会等周辺の公道を照射していることで公益性は得ている。 ・防犯灯は原則として市に移管されており、地域団体管理の防犯灯を含めて市域全体で取り組むことによって防犯や事故の抑止力につながる。 ・本補助金による防犯灯の設置・維持管理は市の防犯灯設置・管理業務を補完する役割があり、公益性は高い。 ・防犯灯に係る要望・維持に関しては、従来の自治会における要望・管理から市へ移行したとのことである。しかし、市管理以外の集合住宅等の管理組合からの設置要望が増加することが考えられる。そのため、その補助金交付を市民にとって分かりやすく、明確な基準・要件にしていきたい。併せて広報もしていただきたい。 ・公道を照らす部分に対しては、補助するという交付の基準がわかりにくい。 ・市民全体の防犯に関わる防犯灯の公益性は、かなり高い効果が期待できる。
必要性 3.8	・安全・安心なまちづくり、また地域の自主防犯意識の推進につながり必要性及び重要度は高い。 ・市管理の不足分をカバーしていることで必要性はある。 ・全ての防犯灯が市管理であれば必要性はありませんが、特に共有面積の大きい集合住宅では設置費等の補助が適当。 ・住民が維持管理する防犯灯が存在している以上、公平性の観点から制度として必要。 ・集合住宅・マンション・賃貸等の新規建設に伴い、その必要性が増加すると考えられる。 ・防犯による安心・安全な市民生活は基本であり必要性は高い。
将来性 3.8	・本補助事業の継続は必要であるが、防犯灯の設置が徐々に整ってきている本市の状況から、維持管理費等について地域との負担割合の見直しも必要。 ・市全域でみると補助制度に該当する地域は限定されると思われるので、将来的には市直轄を視野に入れて検討すべき。 ・LED化も進み、制度周知も行っており、成熟している制度である。補助の目的は達成しているが、継続が大前提。 ・今後も補助を含めた防犯灯の維持管理は経常的経費として続いていくが、定期的に設置費や修理費の補助割合等の検証と補助内容の見直しは必要。 ・防犯灯の設置・管理等は、原則、市・行政で行うことが合理的・効率的である。 ・市全体の夜間照度の向上が求められる。防犯灯の設置申請から設置までの時間の短縮が必要。

【6】生ごみ処理容器等購入費補助金（環境経済部 クリーン推進課）

評価A

公益性 4.4	・効果が広く市民に行き渡る事業であり、またそれによりごみの減量化、資源化及びごみ処理経費の削減に期待できる。 ・本補助金は限定された住民が対象となるが、公益性は十分ある。 ・地球温暖化防止活動及びゴミ処理経費削減につながる補助制度であり、より多くの市民が利用することで公益性が高まる。 ・市民全体への直接的な公益性は高いとは言えないが、家庭系燃やせるゴミの一人当たりの排出量が減少する等の間接的な公益性はある。 ・環境対策及びゴミの焼却物減量の観点から、公共性は高い。 ・ごみ対策は市民全体の公益性に資する。
必要性 4.2	・先のアンケートでは、9割近い世帯が生ごみ処理機等の利用を継続したいとの結果があり、利用していない世帯も含め必要性は高い。 ・ごみの減量化の観点から重要度が高い。 ・ごみの減量化は地球規模の課題であり、本補助金はその一端であるが必要性は十分ある。 ・市民に地球温暖化や資源循環に目を向け、ごみ処理容器等を利用する生活を送ってもらうことは大変重要。 ・本制度は戸建てと集合住宅双方の住民にインセンティブとしての役割があり、必要性はある。ただし、補助金は啓発とセットで行うことが肝要。 ・環境面から必要。 ・ごみ減量は大きな課題であり必要性は大きい。
将来性 4.2	・補助件数がここ数年横ばいであり、ごみの減量化にどの程度効果があるか不明な点もあるが、環境対策に寄与する観点から事業を継続し、更に普及啓発活動を強化し普及率を高めていくべき。 ・ごみの減量化は重要施策であるので、多角的に取り組んでいただきたい。 ・本補助金をインセンティブとして、ごみ処理機等を利用する市民を増やすことが目的と考える。補助後にアンケートを義務付ける等の補助効果検証システムを作り、啓発に活かしてはどうか。 ・初めて申請する人に補助金を厚くし、再申請は期間や補助率を変えてもよい。 ・剪定枝粉碎機は、一定期間の後、効果検証が必要。 ・補助金交付前後のアンケートの実施等により、市民のニーズを政策に的確に反映させることや、広報・啓発活動が欠かせないものである。 ・生ごみ減量の普及啓発の拡大が必要。さらなるごみ対策(分別の徹底等)の検討も進めるべき。 ・開発指導の段階からごみ減量の強い指導をすべき。

【7】障害者団体連絡協議会等補助金（福祉部 障がい福祉課）

評価 E

公益性 2.4	・補助対象の各障害者団体に加入している市内在住障害者が少なく、またその数も横ばいであり、効果が限定的で公益性が高いとはいえない。 ・限られた住民を対象とするが公益性はある。 ・本補助金は障害者とその家族同士の交流、学びを支えるものであり、障害者を社会全体で支えるという点では公益性があるとはいえるが、全ての障害者とその家族が団体会員となっているわけではなく、コロナで活動も中止・縮小したこともあるからかもしれないが、補助金は限定的であり、公益性は高くないといわざるを得ない。 ・個別の各障害者団体をサポート・取りまとめるという視点から、一定の公益性がある。 ・ある程度の公益性はあると考えるが、団体の構成員の拡大を求める。
必要性 2.8	・各障害者団体の事業内容から一定の必要性及び重要度はあるが、更なる啓発活動を通じ市民への理解度を高めるべき。 ・交付対象が限定された補助金であるが、必要性はある。 ・協議会と5団体に補助しているが、協議会には各団体からも負担金を徴収していて、間接的に協議会に二重支出しているように見える。 ・障害者支援は必要だが、実質的な充当範囲の広い現在の補助対象（需用費、役務費等）は、補助の目的達成度が見えにくくなっている。 ・市民を広く対象とした自主的なイベント・講演会・バス代等、充当先を限定する必要がある。 ・サポート活動等には、必要性・効果がある。ただし、補助金交付に際しては、特に、実態としての適切な事業活動が行われていることが前提（市がその活動報告を受けて、モニタリングすることも含む）である。 ・障害者施策の必要性はある。
将来性 2.8	・障害者の社会参加や障害福祉の進展を図るため、更に多くの障害者及びその家族等が、団体に加入し活動できるよう障害者団体連絡協議会・行政ともに啓発していくべき。 ・かつて1本の補助金であったものが分割されたようだが、補助の目的に類似性があり事務手続き等を考慮すれば、将来的に1本化でも良い。 ・障害者理解や支援は必要と思うが、広く障害者あるいは市民に寄与する効果のある補助制度とすべきである。少なくとも本制度については、補助対象の充当対象項目や金額を再考されてはどうかと思う。また、コロナ等で団体の活動が縮小している場合は、補助金も相応の割合にする等、状況に合わせて制度を変更することが必要。 ・さらなるPRが必要。 ・障害者手帳を持っている人の数に比較して、補助団体の加入率が低いと考える。上位団体と加盟団体との負担金の流れは再考すべき。

【8】最重度強度行動障害者特別支援補助金（福祉部 障がい福祉課）

評価C

公益性 2.4	・毎年補助対象件数が少なく公益性が低く、効果の範囲及び今後の期待も高いとはいえない。 ・本事業の性質上公益性は限定されていて、将来的にも該当者は限定されると思われるが、健全者も障害者も人としての平等の社会の構築という市の政策として位置づけしているのであれば認められる。 ・広く社会一般の利益とはならないと考える。 ・ご家族等の費用負担の軽減から見ると、公益性が高い。 ・社会全体で最重度強度行動障害者を支える仕組みは公益性にかなう。
必要性 3.6	・保護者、家族及び事業者の負担軽減、また一体的な支援体制を構築する意味から一定の必要性はある。 ・市の障害者政策として位置づけしていれば、公益性は限定されるが、必要性は認められる。また、幸いにも受け入れ施設が市内に存在しているので、連携・協調も取りやすい。 ・養護学校卒業後の受け皿が少ない現状で、重度障害者を受け入れるデイサービス施設を支援する本補助金の必要性は高い。 ・強度行動障害者の福祉・支援の観点から必要性が高い。 ・施策の必要性はあるが、入所がいいのか通所がいいのか両者の比較検討をすべき。
将来性 3.4	・交付開始後5年経つが、毎年補助対象件数が少なく、また近隣市にはこのような制度がないことから県や国の制度へと要望を行うことも必要。 ・障害者施策の一翼を担うものなので、市のスタンスとして継続性が望ましい。単独補助であるので、今後財政状況の変化で見直しの可能性もあるが、そもそも論で、国や県が主体となるべきものならば働きかけが必要。 ・生活介護施設、デイサービス双方に国が補助出来る制度が望ましいと思うが、印西市民の最重度強度行動障害者への支援補助は続けていただきたい。 ・施設事業者の会計報告上の翌年度繰越金が多額になっていることが、非常に気になる。 ・国や県への要望はすべき。 ・生活介護への補助は適切と考えるが、その人員配置基準は、社会環境を反映して適宜見直しを行うべき。

【9】中学校部活動補助金（教育部 指導課）

評価 A

公益性 3.6	・部活動への参加割合が市内全中学校生徒の 8 割を超えており、保護者の経済的負担を軽減する効果の範囲は広く公益性が高い。 ・今後更に部活動参加生徒の増大や、関東・全国大会への出場も多くなると思われ、本補助の効果は期待できる。 ・全中学校の全部活を対象としているので公益性はある。 ・多くの中学校生徒が活動する部活動への支援は、部活動での活躍を後押しするもので、直接的な公益性はないと考える。しかし、子育て世代の負担を軽減や部活動での活躍が、印西市の印象を良くする効果があると考えれば公益性はある。 ・現時点では、学校教育の一環として、公益性がある。 ・部活をする生徒の率が高いので公益性があり継続すべき。
必要性 3.6	・生徒の部活動参加の意義は大きい。 ・保護者の部活動に要する経費負担を軽減することにより、多くの生徒の部活動参加とその活性化を図ることができ、必要性・重要度は高い。 ・保護者の負担を軽減することが目的であるので必要性はある。 ・生徒がやってみたいと思う課外活動に打ち込める環境を支援することは大切。 ・本制度は子育て支援、教育支援として必要な制度である。 ・部活動の地域移行との兼ね合いで、交付金の必要生やあり方が変化しつつある段階にある。 ・保護者の負担軽減のため、全国大会等の補助は必要。
将来性 4.2	・生徒数、部活動数及び部活への参加生徒数増により補助額も年々増加しており、公平性の面から一律補助ではなく、必要な経費に応じた補助額へ検討されたい。 ・経済的理由で部活動に参加できない生徒に対しての方策も検討されたい。 ・将来的には交通費、宿泊費の補助を目的とするだけでなく、部活動の質的向上を図るための補助金の見直しや、補助金に限らない新たな制度設計の構築を期待する。 ・部活動の地域移行がどう進むかによって補助制度が変更となる。将来的には部活動を行う部員だけでなく、自発的活動に頼っている指導者の確保のためにも、双方を支援する制度となることを期待する。 ・そもそも部活動を「学校教育の一環」として捉えるのか、それとも「スポーツ振興」として進めていくのかを踏まえて、今後の補助金交付のあり方を考えてほしい。 ・地域での部活支援の今後を見据えてさらなる活発な部活となるように期待する。

【10】印西農産物地産地消推進事業補助金（環境経済部 農政課）

評価 C

公益性 2.8	・補助対象が極めて限られており、補助後の効果が広く市民への還元が乏しい。 ・地元で販売される農産物（野菜、果実、米等）関連の事業を補助対象としており、地域の消費者にとっても新鮮な食材を購入できる機会となっているため、公益性は高い。 ・補助金の範囲は農業従事者に限られており、公益性は乏しい。 ・農産物の地産地消は、食の安全・安心の観点から広く市民に効果がおよび公益性がある。しかし、地産地消の方策やPRが不足しているため、その効果の期待が高いとは言えない。 ・市民への還元をよりすることで公益性は増す。
必要性 3	・必要性は薄く、補助がなくても生産者の日常の努力でカバーできるのではないか。 ・地域の生産者から農産物等の商品を購入することは、地域経済の活性化や、輸送エネルギーの削減につながるため、必要性・重要度は高い。 ・地産地消の取り組みには、生産者自身が販売・宣伝を行うため、その追加のコスト負担が重くかかる。よって、安定的な利益が出るまでは、補助金が必要。 ・第6次産業化の促進のための農産物加工促進事業や印西の農産物をPRする農産物販売促進事業は、地域の農業振興支援策として必要性はある。 ・ピンクの「いんざい君」は目を引き、印西の農産物のPRには効果的。 ・補助効果がどのくらいあったかを数値では十分把握されてないようだったので、売上量・販売金額等で検証しておく必要がある。 ・市内農産物の加工、販売促進及び新たな加工品の開発に関する補助は、地産地消の推進や市内外からの消費拡大、本市のイメージアップにつながり一定の必要性、重要度がある。 ・販売促進が必要性につながる。
将来性 3.2	・補助金にやや行き詰まりを感じるので、本市の地産地消をどう展開していくかというソフト面から取り組み、補助金のあり方も再検討していくことが良い。 ・補助事業対象を広げること、例えば印西市には、印旛沼があることから水産物分野も補助対象となるか、適正か等を検討してほしい。 ・地産地消活動の一環としてイベント・セミナー等の開催についても、補助対象として適正か検討してほしい。 ・補助にあたっては、より効果的な成果をもたらすよう、例えば箱や袋に共通のデザインを使う、複数経営体で使う、対象は市外の消費者等、戦略的な販売促進の視点が必要。 ・通常、箱や袋は売る側が負担すべきものである。キャンペーン期間等を除き、初回の版代のみ補助でも良いのではないか。 ・第6次産業化は国の補助制度は条件が厳しくハードルが高いが、機材購入だけでなく、デザインやセールスへの助言等も行われている。新たな分野に挑戦しようとする経営者には、助言やフォローアップ等、多面的な支援を併せて出来ないか。 【次ページに続く】

	・ 現行のままで将来性、目的達成度は限られており、地産地消にとどまらず本市農産物のPR、販売、消費の拡大及びブランド品の開発等について、また道の駅やふるさと品物産所の設置について全庁的に研究検討されたい。 ・ PR が不十分である。スーパーマーケットや大型直売所との連携を強化すべき。 ・ プロモーションの在り方や補助金対象の範囲の拡大等を検討すべき。
--	--

【11】小規模土地改良事業補助金（環境経済部 農政課）

評価 C

公益性 2.6	・経営体の高齢化が進む中、優良農地の確保のため水稻生産基盤に対する補助は相応の妥当性は認められる。 ・印西市の農業の生産性向上を図ること等を目的とし、公共性は高い。 ・効果の範囲が農業従事者限定されており、公益性は低い。 ・農業生産基盤の整備により営農環境の改良、生産性の向上につながり、市内農家及び市民にとって公益性があり効果が期待できる。 ・市民に対する公益性は少ない。
必要性 3	・農業を取り巻く環境が厳しく、特に米価が低迷している現在、水稻生産基盤の維持、向上のため必要性は認められる。 ・小規模の基盤整備や農業用排水路の整備（補修）に対して、補助を行うものであることから、その必要性は高い。 ・土地改良区への補助金額は、毎年同額の補助となっている。組合員の負担金だけでは現状維持が難しいと思うが、経営改善の工夫を求められないか。作業効率のために土地改良は重要であり、支援の必要性はあると思うが、水稻栽培へは他にも様々な補助金があり、水稻栽培に係る補助金制度全体の中で今一度考えても良いのではないかな。 ・土地改良に係る経費は自己負担を原則とすべきであるが、市内農家の離農防止、高齢化対策、農業生産基盤の拡充を図る観点から一定の必要性、重要度がある。 ・農政上の必要性は感じる。
将来性 3	・際限のない補助金になりそうな気もするが、生産基盤整備のため、現状維持が望ましい。 ・補助事業の対象にならない被災した農地等の災害復旧（特に、集中豪雨等の自然災害によるもの）に対しても、補助対象としても良いのではないかな。一定の要件を満たすと国庫補助の対象となる災害復旧事業の制度もあるが、印西市でも補助対象となるように検討してほしい。 ・暗渠管の耐用年数が約8年とのことだが、農業生産性向上のための補助が8年で減価償却となり、永遠に補助対象がなくなることになる。主食や野菜の価格はコストに見合わない現状を踏まえると補助制度自体はあってもよい。しかし、支援内容については、再考の余地があるのでないかと思う。暗渠管の素材や機能向上等、耐用年数を高める補助へ工夫はできないか。 ・現在の営農面積の維持が理想ではあるが、生産意欲の高い農業者により手厚くする等、検討の余地がないか一考をお願いしたい。 ・優良農地の確保保全、遊休化農地の防止及び新規就農者への支援、また農業生産の向上を図る観点から本補助は現状維持で継続すべき。 ・水稻農家の今後を考慮し、土地改良区へのウエイトを高めるべき。 ・農家数の減少を考慮して、補助金の在り方を検討すべき。 ・補助対象が新設のみであることによる使い勝手を考慮すべき。

公益性 3.4	・高齢化社会が進展する中、高齢者の知識、能力を地域で発揮できることは、生きがい対策やコミュニケーション等を図るものとなる。 ・少子・高齢化社会の下、その公益性は、一定程度評価できる。 ・シルバー人材センターは、元気な高齢者の働く場を提供するとともに、市民へは草刈りや網戸張替え等のニーズに応えており、本補助金事業の公益性は一定程度ある。 ・高齢者に就業機会を提供することで、社会参加、生きがいの充実が促進され、また地域全体の福祉の増進を図ることができ、効果の範囲が広く今後の期待もできる。 ・市民に対する公益性は、高いとは思えない。
必要性 3.8	・人が人として、健康で長生きできる場を提供できるシルバー人材センターの必要性は十分にある。 ・高齢者の生きがいや社会とのつながりや人手不足問題の解決等に寄与するが、例えば、民間事業と競合しているか否かの側面が見えにくいので、改めて、その具体的な経営実態を確認・検証してほしい。 ・高齢者雇用施策は高齢者支援策の一つとして重要である。 ・シルバー人材センター会員の平均年齢や希望する雇用形態を踏まえると、民間企業では同様の雇用のマッチングを担いにくい。 ・シルバー人材センターは、利益率が高いとは言えず、現状では国・市の補助金が必要である。よく経営努力を続けていच्छる。 ・本市の高齢化率が上昇していく中で、会員数も年々増加しており、センター事業の必要性は高く、その経費に対する補助の重要度は高い。 ・高齢者の社会参画の必要性は感じる。
将来性 3.6	・経営の安定性を目指して、公共事業や民間事業の比率を高めて取り組んでいくことが望ましい。 ・補助金額が事実上定額(毎年度1千万円)となっている。これは事業者の職員基本給だけで1千万円超となっているためである。しかし、交付要綱別表（第3条）には、補助対象として、24種類もの経費が列举され、その実態と規則との乖離（基本給だけで1千万円超の支出となり、職員給与に対する補助となっている）が見て取れる。したがって、額の妥当性を含め、補助対象となる経費の内容実態に照らした別表となるように、要綱（別表）を見直すべき。 ・高齢者就業のため、その安全就業を重点課題として、取り組んでほしい。 ・新規会員の約25%が経済的理由を加入動機に挙げていた。雇用ニーズは今後もあると思われるので、マッチングや研修等の高齢者雇用の支援や就労する会員を増やしてもらう等、シルバー人材センターの経営に期待する。 ・シルバー人材センターへの市の支援は継続して頂きたいが、財政的に自立してもらうことが理想である。 ・高齢者に働く場を提供することは、生きがいの充実や将来の社会保障費の軽減につながり重要度が高い。

	・高齢化率も上昇していくことから本補助金の拡大も検討すべき。 ・センター事業に限らず高齢者の多様な生きがいつくりについて、さらに研究されたい。 ・シルバー人材センターと民間企業や公共とのさらなる連携が必要。 ・会員数の増加に努めるべき。 ・補助金に依存している体質改善が必要。
--	--

【13】賃借料加算対応補助金（健康子ども部 保育課）

評価 A

公益性 3.8	・子育て支援対策として幅広く対象としているので、公益性は認められる。 ・待機児童の解消に向けた保育の受け皿拡大（公益性）が認められる。 ・保育を必要とする子育て世代への公益性はある。 ・待機児童ゼロは印西市の子育てしやすいというプラスのイメージを付加する効果が期待でき、間接的な公益性も期待できる。 ・対象者が特定の市民に限定されておらず、本市の子育て支援に広く貢献しており、効果の範囲及び今後の効果の期待も大きい。 ・子育て施策としての公益性はある。
必要性 3.8	・待機児童ゼロを目指していくうえで、受け入れ施設の確保は必要。 ・待機児童の解消のための保育の受け皿拡大の支援が必要。 ・待機児童対策として、保育ニーズの高い地域での保育園分園の設置を進め、その賃貸料を補助支援する必要性は高い。 ・駅前の立地性を活かした分園施設への補助は、当該分園の事業継続にとって必要性が大きく、また施設利用者の利便性の観点からも重要度が高い。 ・国等の補助対象外であるため、この補助金は必要。
将来性 3.8	・保育課でも検討しているように、将来的に保育送迎ステーションの推進等、効率の良い手法を検討していただきたい。 ・分園施設については、待機児童解消に向けた緊急対応としての施策となるものである。そこで、例えば、児童送迎バス等への補助も考えられる（既に、補助対象となっていれば、改めて検討してほしい）。 ・人口減少地域において、今後、利用児童の減少に伴い、利用定員を満たさない状態での施設運営が課題となってくる。 ・賃借料の定義について再確認し、交付の公平性の確保に努めていただきたい。そのうえで「既存の保育施設を最大限活用していく」という所管課の持つ明確な方向性のもと、引き続き取り組みを進めていただきたい。 ・本市の待機児童数ゼロを継続するため、本補助金は現状維持で継続すべき。 ・子育て支援の充実、子育て世帯の利便性向上のため、保育送迎ステーションの必要性について、さらに検討を進められたい。 ・保育送迎ステーションへの早期転換が求められ、補助金の廃止を検討すべき。 ・保育ニーズを検証しながら、待機児童ゼロは堅持すべき。

【14】印旛中央土地区画整理組合設立支援補助金（都市建設部 都市整備課）

評価 A

公益性 4	・本事業は総合計画に位置付けされており、産業・業務機能を備えたまちづくりを目指しており公益性は認められる。 ・主に都市計画、道路等の公共施設の新設等の費用の一部に対して助成される補助金であることから、その公共性は高い。 ・効果は土地区画整理事業完了の後に発出するのでかなり先となるが、区画整理後は印旛中央地区の地域活性化につながることが見込まれ、公益性は高い。 ・当該団体への補助は、本市の持続可能な発展、まちづくりに寄与するものであり、効果の範囲は広く市民におよびその期待も大きい。 ・長期的視点から広域に与える影響は大きく公益性はある。
必要性 4	・本市のまちづくりの一角を担う事業として必要性は認められる。 ・補助金以外の方式がないため、その必要性は高いが、既にその当初の目的は達し終えている。 ・産業・業務と居住の機能を備えた拠点計画の実現は、市の土地利用施策に合致している。 ・多額の事業費や時間がかかる土地区画整理事業は、事業が本格的に動き出すまでは、市の支援なくしては進まないことから必要性は極めて高い。 ・補助対象団体が、認可の取得に要する経費を賄えないことから、また本市の均衡な発展、適正な土地利用、都市基盤の整備、持続可能なまちづくりの観点から団体への補助は必要性、重要度が高い。 ・より事業の目的を明確にして必要性を高めるべき。
将来性 3	・街づくりの根幹をなす大規模な事業は、長い年月と行政の継続的な努力が必要不可欠である。本事業が印西市の将来のまちづくりの一翼を担う事業であることから、発起人会と連携して早期に組合設立して事業推進を進めていただきたい。 ・現時点では事業実施に向けて取り組んでいるが、今後事業の実現が難しい、あるいは大幅に時間がかかることが見込まれることがあれば、本補助金を含めて見直しは必要。早期実現に向けて引き続き技術的支援に努めていただきたい。 ・当該事業の達成見込みが明確でないまま、長期にわたり補助が継続する可能性があるため、事業の見直し、検証等を適時すべき。 ・金額が大きい補助なので、より説明責任が求められる。具体的なビジョンを持ち事業展開すべき。早期の組合設立が望まれる。

5. 総括

本委員会では、市の全ての補助金等を評価していないが、今回14件の評価を通じて、今後も適正で効果的な補助金等の交付を行わせるため、補助金等評価委員からの意見の総括は、以下のとおりである。

①公益の意識

補助金の支出については、地方自治法第232条の2で、公益上必要がある場合と規定されている。公益とは社会全体の利益であり、一部個人・団体の利益に偏ることがないように、今後とも客観性に配慮すること。

②補助金等の支出の根拠の明確化

市単独で行う補助金等の交付事業は、市が定めた「印西市総合計画（基本計画・実施計画）」や、公表している計画等に記載された目標等に一致させること。計画に基づかない補助金等については、交付要綱において、目標を明示し、目標達成における終期を設定すること。更新して交付事業を継続する場合は、当該補助金創設の原点に戻り、補助の目的・必要性・実施状況・これまでの効果を精査すること。

③「印西市における補助金等の在り方」の順守

市の施策は、多岐の分野にわたり、抱えている課題や状況等が異なることから、統一的な制限を設けることは困難であるが、「印西市における補助金等の在り方」を順守すること。在り方の基本方針に一致しないものについては、必ず理由を明確にすること。

④自助努力

補助金交付団体等の中には、会員数が多く、自団体の会費だけでも十分に事業の運営ができると思われる団体等が見受けられる。当該団体等については、補助金を交付する前に、適正な会費負担を求めること。事業によっては、安易に補助金に頼り、自主財源の確保努力が伺えない事業もあることから、補助金の終了後も事業が継続できるよう、担当課としても当該団体を十分指導すること。

⑤予算要求前の見直し

補助金等事務の漫然化を防止するため、翌年度の予算要求前に、毎年、補助金事業の担当部署において、内容の見直しを行うこと。

○前年度、補助金等を支出していない事業

○交付割合が1/2以上となっている事業

○補助金等の交付対象が実質的に1者になっている事業

上記については、予算要求前に補助事業を存続させる理由を明確にすること。

また、財政担当部署においても、補助金等の中で予算上の優先順位をつけ、漫然化を防止すること。

⑥補助金評価の実施

本委員会による市補助金の評価は、これまで5年毎に行われてきたが、今後は、市単独で行う新規の補助金を対象とし、必要に応じて既存の委員会において評価することが望ましいとか考える。

令和5年度 印西市補助金等評価委員

委員長	熱田	照夫
副委員長	木下	登志子
委員	池田	明
委員	酒巻	雅純
委員	斑目	好一